

横浜市常盤台コミュニティハウス利用要綱

(趣旨)

第1条 横浜市常盤台コミュニティハウス(以下「コミュニティハウス」という)は、地域住民の自主的な活動と相互交流を通じて地域コミュニティの形成を促す場としての利用方法、その他の必要な事項は、この要綱の定めるところによる。

(利用)

第2条 コミュニティハウスは、地域住民のだれもが、気軽にかつ公平に利用できることを旨として、次に掲げる事項のために利用できる。

- (1) 話し合い、研究会、集会などの地域のグループ、サークルの自主的な活動
- (2) 講演会、講習会、展示会など、住民相互の知識と教養の向上のための活動
- (3) 地域住民の相互交流と健康増進を図るためのスポーツ、レクリエーション活動
- (4) 地域住民の福祉向上と相互交流のための各種催し物などの自主事業
- (5) その他の地域住民の自主的な活動と相互交流のための必要な活動

(開館時間)

第3条 開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日は、午前9時から午後5時までとする。

(休館日)

第4条 コミュニティハウスの休館日は、次の通りとする。

- (1) 毎月1回第4月曜日を施設点検日とする。ただし、第4月曜日が休日の場合はその翌日を休館日とする。
 - (2) 年末年始(12月29日～1月3日)
- 2 指定管理者である労働者協同組合 ワーカーズコープ・センター事業団(以下「ワーカーズコープ」という)は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めた場合は、保土ヶ谷区と協議の上、休館日に開館し、又は休館日以外の日に開館しないことができる。

(占用利用)

第5条 集会室1・集会室2(以下「集会室等」という。)を団体で占用利用するものは、次の表の通りとする。ただし、利用時間帯については、利用実態に鑑み、特に必要があると認めた場合に限り、保土ヶ谷区と協議の上、変更することができる。

月曜日～土曜日		日曜日・休日	
午前	9:00～12:00	午前	9:00～12:00
午後①	12:00～15:00	午後①	12:00～15:00
午後②	15:00～18:00	午後②	15:00～17:00
夜間	18:00～21:00		

(占用利用の申し込み及び決定)

第6条 集会室等を占用利用しようとする者は所定の申込書に必要事項を記入し事前に申し込み、承認を受けることとする。

- 2 占用利用の申し込みは利用予定日の属する月の1ヶ月前の1日から受け付け、申請者が多数の場合には抽選を行い決定する。
- 3 電話にて申込をした場合は、申込から3日以内に受付にて手続きをすること。手続きをしない場合、申込は無効とする。
- 4 前項について、ワーカーズコープが特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(占用利用の申し込み制限)

第7条 占用利用の申し込みは、一時間帯を一回とし、原則として一か月に二回までとする。なお、連続した時間帯を使用する場合は、その時間帯を1回とする。

- 2 初回利用後、空室があれば更に1時間帯(1回)の追加申込みをし、利用することができる。
- 3 架空の団体名によって重複して申し込みを行い、または利用した場合には、以後、その団体の申し込みを禁止する。

(利用条件)

第8条 利用の承認を得た者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用時間を遵守すること。
- (2) 利用時間内に清掃及び後始末をし、出したゴミは全て持ち帰ること。
- (3) 使用した物品の点検を行い、所定の位置に返納すること。
- (4) コミュニティハウスの設備又は貸与を受けた用具を、故意又は重大な過失により破損若しくは紛失した場合は、利用責任者が弁償すること。
- (5) 館内の共有スペースでの飲食はできます。

集会室Ⅰ・集会室Ⅱでの飲食はスタッフに申し出て承認を受けた場合のみ可能です。

(利用の禁止)

第9条 コミュニティハウスは、次の各号に該当する場合は、利用できない。

- (1) 営利を目的とした利用をする場合。
- (2) 公序、良俗に反する場合。
- (3) その他コミュニティハウスの設置趣旨に反する場合。

(利用の取り消し)

第10条 ワーカーズコープは、施設の管理上必要がある場合、又は利用者がワーカーズコープの指示に従わない場合は、その利用を取り消し、又は禁止することができる。

(免責)

第11条 この要綱の規定によりコミュニティハウスを利用する者、又は入館した者が負傷若しくは病気などによって生じた損害については、ワーカーズコープは一切の責任を負わない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はワーカーズコープが定める。

附則

この要綱は令和6年4月1日から施行する。